

警察手数料免除規程

〔昭和41年4月30日
公安委員会訓令第3号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公安委員会に権限を委任する規則(昭和36年兵庫県規則第61号)に基づく警察手数料の免除について、必要な事項を定めるものとする。

(警察手数料の免除)

第2条 次に掲げる者の申請に係る道路使用許可申請手数料及び道路使用許可証再交付手数料は、免除する。

(1) 警察手数料の免除に関する規則(平成12年兵庫県規則第19号)第2条第1項第1号及び第2号に規定する者

(2) 道路において、もっぱら次の目的に係る行為をしようとする者

ア 学校教育

イ 成人教育

ウ 社会福祉

エ 国又は地方公共団体の事務に対する協力

第3条 警察手数料の免除に関する規則第2条第1項第1号及び第2号に規定する者の申請に係る自動車保管場所証明書交付申請手数料、自動車保管場所標章交付手数料及び自動車保管場所標章再交付手数料は、免除する。

(警察本部長への委任)

第4条 この訓令を実施するため必要な細部の事項は、警察本部長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和41年5月1日から施行する。

附 則 (昭和48年4月1日
公安委員会訓令第9号の1)

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月20日
公安委員会訓令第5号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年4月18日
公安委員会訓令第1号)

この訓令は、平成3年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日
公安委員会訓令第2号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年1月25日
公安委員会訓令第1号)

この訓令は、平成19年1月29日から施行する。